

平成27年度内閣府予算の主要施策(子ども・子育て関係)

【金額は国費】

(子ども・子育て支援新制度の実施と待機児童解消に向けた取組)

【7, 175億円】

○ すべての子ども・子育て家庭を対象に、市町村が実施主体となり、教育・保育、地域の子ども・子育て支援の量及び質の充実を図る。

① 子どものための教育・保育給付

- ・ 施設型給付、委託費 (認定こども園、幼稚園、保育所に係る運営費)
- ・ 地域型保育給付 (家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育に係る運営費)

② 地域子ども・子育て支援事業 (年金特別会計に計上)

- ・ 市町村が地域の実情に応じて実施する事業を支援
- ・ 利用者支援事業、延長保育事業、放課後児童健全育成事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業 等

※ 子ども・子育て支援新制度の施行 (平成27年4月) に伴い、子どものための教育・保育給付、地域子ども・子育て支援事業に位置づけられる事業に係る経費については、内閣府予算に計上。

(児童手当制度 (年金特別会計に計上))

【1兆4, 177億円】

○ 次代の社会を担う児童の健やかな成長に資するため、児童手当の支給を行う。

(参考) 【平成26年度補正予算】

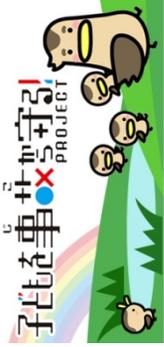
(地域少子化対策強化交付金)

- ・ 我が国の危機的な少子化問題に対応するため、結婚・妊娠・出産・育児の一貫した「切れ目のない支援」を行うことを目的に、地域の実情に応じた先駆的な取組を行う地方公共団体を支援。

【26年度補正予算30億円】

「女性活躍加速のための重点方針 2015」該当箇所	
大項目	3. 女性活躍のための環境整備
中項目	(3) キャリアの断絶を防ぐための継続就業支援、非正規雇用への対応
小項目	① 出産、育児、介護などのライフイベントによる女性のキャリア断絶を防ぐ、以下の取組を強化・実施する ・～略～また、教育・保育施設等における事故を含め、子供の事故防止に向けた取組を推進し、女性が安心して子育てできる環境を整備する。
該当施策名 (事業名)	子どもの事故防止に向けた取組
該当施策の背景・目的	・「子どもを事故から守る」ためには、事故の情報を整理・把握し、その原因を分析し、原因に即した効果的な対応策を検討・具体化するとともに、関係者の積極的な取組や連携を図ることが不可欠である。
該当施策の政策手段の分類	A 法令・制度改正 B 税制改正要望 <input type="checkbox"/> C 予算 27 年度予算： 189,532 千円の内数 ※内数である場合はその旨記載。 28 年度要求方針： 新規 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 ※該当するものに○をしてください。 D 機構定員要求 E その他（具体的に：)
該当施策概要	・消費者庁においては、関係法令等に基づき関係行政機関等（教育・保育施設等を含む）から消費生活上の事故情報を収集している。また、消費者被害の発生・拡大の防止を図るため、消費者への注意喚起等を実施している。 ・また、消費者事故等の原因を究明し再発・拡大防止の知見を得るため、消費者安全調査委員会による調査等を実施している。 ・さらに子どもの事故防止に関する意識啓発の取組として、子どもの年齢毎に起こりやすい事故とその予防策をまとめた冊子等を作成し、保護者等への情報発信を行っている。
問い合わせ先 部局課 担当者名 連絡先	消費者庁 消費者安全課

「子どもを事故から守る！プロジェクト」



- 0歳を除く子どもの死因の上位に「不慮の事故」があります。残念ながら、長年にわたりこの傾向は変わっていません。
- 「不慮の事故」は他人事ではありません。子どもたちの明るい未来のためにも、防ぐことのできる「不慮の事故」を可能な限り防止することが必要です。
- 事故情報の科学的・工学的な分析を踏まえた、個別の原因に即した対応策の検討に加え、より具体的・効果的な注意喚起等による保護者等への一般的な意識啓発が必要です。

●「不慮の事故」による子どもの年齢・原因別の死亡数（平成25年）

	0歳	1～4歳	5～9歳
総数	89	109	106
交通事故	7	32	53
転落や転倒	1	5	7
不慮の溺死・溺水	4	28	29
不慮の窒息	74	29	8
煙・火・火災への曝露	-	5	4
その他	3	10	5
総数（除、交通事故）	82	77	53

（出所）厚生労働省「平成25年人口動態統計」

●事故のために受診した保護者から聞く言葉（例）

- ・ ちよっと目を離したすきに……
- ・ 動けないはずなのに……
- ・ 夫に子どもを見てもらっていたら……
- ・ おとなしいのでおかしいなと思ったら……
- ・ 出かけようとしてバタバタしていたら……
- ・ いつもはおとなしいのに……
- ・ 危ないといつも気をつけてはいたんですが……
- ・ アツと思ったときにはもう遅く……

（出典）「事故による子どもの障害予防に取り組む」（小児科医 山中龍宏 氏）「国民生活研究」 第49巻第2号（09年9月）

●子どもの死因順位（平成25年）

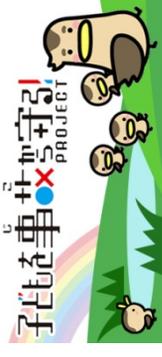
	1位	2位	3位	4位	5位
0歳	先天奇形、 変形及び染 色体異常	周産期に特 異的な呼吸 障害等	乳幼児突然 死症候群	不慮の事故	胎児及び新 生児の出血 性障害等
1-4歳	先天奇形、 変形及び染 色体異常	不慮の事故	悪性新生物	肺炎	心疾患
5-9歳	悪性新生物 不慮の事故		その他の新 生物	心疾患	肺炎 先天奇形、 変形及び染 色体異常

（出所）厚生労働省「平成25年人口動態統計」



シンボルキャラクター
アブナイカモ





- このような現状を踏まえ、消費者庁では、消費者の立場に立って子どもを不慮の事故から守るため、「子どもを事故から守る！プロジェクト」を推進しています。
- 消費者庁に集約される事故情報等の分析を基にした注意喚起や先進事例・教材の紹介等、様々な情報を提供しています。また、消費者事故等の原因を究明し再発・拡大防止の知見を得るための調査を行う機関を設置しました。
- 「子ども安全メールfrom消費者庁」を週1回配信するほか、シンボルキャラクターとテーマソングによる親しみやすい啓発活動を行っています。

事故情報の分析等に基づく情報提供、再発・拡大防止のための仕組みの取組

- 消費者への注意喚起
 - ・次亜塩素酸ナトリウムを含むとの表示がある「ウイルスプロテクター」について(使用中止)
 - ・電気ケトルの転倒等による乳幼児の熱傷事故 等
- 「子ども安全メールfrom消費者庁」の配信(毎週木曜日)
消費者庁に集約される事故情報に基づく注意喚起や事故防止の豆知識等をHPにて紹介
- 先進的な取組事例や事故防止に役立つ教材等をHPにて紹介
- 事故情報データベースシステムによる情報提供
関係機関より「事故情報」、「危険情報」を広く収集し、事故防止に役立てるためのデータ収集・提供システム。

- 消費者安全調査委員会による調査等
 - ① 生命・身体分野の消費者事故等の原因を調査
 - ② 発生・拡大防止等のための提言
 - ・内閣総理大臣に対する勧告・意見具申
 - ・関係行政機関の長に対する意見具申
 - ③ 報告書を公表すること等により、得られた知見を社会で共有

⇒ 消費者庁は各種措置につなげる

- ・消費者への注意喚起
- ・関係省庁への措置要求
- ・事業者に対する勧告・命令

意識の啓発の取組

- 「あなたのお子さんは安全？」の配布
事故の形態毎に、起こりやすい事故とその防止策、もしもの時の対処法を紹介(冊子&HP掲載)。



- シンボルキャラクター&テーマソングの制作
 - ・シンボルキャラクター「アブナイカモ」及びテーマソング「おしえてね アブナイカモ」を制作(25年1月)
 - ・新公式プロモーションビデオを制作・配信(27年4月)

- 地方公共団体主催イベント等への参加
 - ・子育て応援とうきょう会議主催東京都共催「子供未来とうきょうメッセ2014」(26年2月11日東京国際フォーラム)
 - ・一般社団法人Stand for mothers/NPO法人チルドリン主催「HAPPY x MEETS ママまつり2013 in名古屋」(25年11月9日、@オアシス21)



「女性活躍加速のための重点方針 2015」 該当箇所	
大項目	3. 女性活躍のための環境整備
中項目	(3) キャリアの断絶を防ぐための継続就業支援、非正規雇用への対応
小項目	①出産、育児、介護などのライフイベントによる女性のキャリア断絶を防ぐため、以下の取組を強化・実施する。 ・育児休業後の円滑な職場復帰による継続就労を支援するため、育休復帰支援プログラムの拡充に加え、～
該当施策名 (事業名)	中小企業における育休復帰支援プログラム事業
該当施策の背景・目的	中小企業における人材活用の促進、労働者の育児休業の取得及び育児休業後の円滑な職場復帰による継続就労を支援するため、中小企業及び中小企業で働く労働者の状況に応じた「育休復帰支援プラン」の策定・利用を支援することを目的とする。
該当施策の政策手段の分類	A 法令・制度改正 B 税制改正要望 C 予算 27 年度予算： 467,290 千円 ※内数である場合はその旨記載。 28 年度要求方針： 新規 拡充 継続 ※該当するものに○をしてください。 D 機構定員要求 E その他（具体的に：)
該当施策概要	平成 27 年度については以下の取組を行うこととしている。 ①モデルプランの改定及び普及促進 中小企業における人材活用の促進、労働者の育休取得及び育休取得後の円滑な職場復帰による継続就労を支援するため、平成 26 年度に作成した「育休復帰支援モデルプラン」を改定及び周知し活用を促す企業向けセミナーを開催する。 ②プランナーの養成・活動支援 各々の事業主の状況に応じたプランを策定する「プランナー」を基礎・応用研修により養成する。養成するに当たっては、期間雇用者の育休取得・職場復帰を視野に入れ人材活用の促進等を図る。 また、プランナーの円滑な活動のための支援を行う。 ③中小企業への助成金支給 (中小企業両立支援助成金 育休復帰支援プランコース) プランナーによるプランの策定支援を受けた中小企業において対象労働者が育休を取得した場合、及び当該育休取得者が復帰した場合に、その企業に対して助成金を支給する。 来年度においては、重点の趣旨を踏まえて拡充に向け検討している。
問い合わせ先 部局課	厚生労働省 雇用均等・児童家庭局職業家庭両立課

「女性活躍加速のための重点方針 2015」 該当箇所	
大項目	3. 女性活躍のための環境整備
中項目	(3) キャリアの断絶を防ぐための継続就業支援、非正規雇用への対応
小項目	① 出産、育児、介護などのライフイベントによる女性のキャリア断絶を防ぐため、以下の取組を強化・実施する。
該当施策名 (事業名)	キャリア形成促進助成金 (育休中・復職後等能力アップコース)
該当施策の背景・目的	職業訓練等の実施を行う事業主等が、雇用する労働者に対し段階的かつ体系的な職業能力開発を促進するため、育児休業中・復職後などの労働者のキャリア形成を支援することを目的とする。
該当施策の政策手段の分類	<p>A 法令・制度改正</p> <p>B 税制改正要望</p> <p>C 予算 27年度予算： 2,667,738千円 (育休中・復職後等能力アップコース分) ※内数である場合はその旨記載。</p> <p>28年度要求方針： 新規 拡充 継続 ※該当するものに○をしてください。</p> <p>D 機構定員要求</p> <p>E その他(具体的に：)</p>
該当施策概要	<p>労働者の職業能力開発についての計画に基づいて訓練等を行った事業主に対して、訓練経費や訓練期間中に支払った賃金の一部を助成。</p> <p>【育休中・復職後等能力アップコース】 (訓練対象者) 雇用保険の被保険者 (基本要件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ Off-JTにより実施される訓練であること ・ 実訓練時間が20時間以上であること ・ 以下のいずれかに当てはまる訓練であること <p>① 3か月以上の育児休業取得期間中の雇用保険被保険者を対象とする自発的な訓練</p> <p>② 3か月以上の育児休業取得期間終了後に職場復帰して、1年以内の労働者を対象とする訓練</p> <p>③ 妊娠・出産・育児により離職したが、子どもが小学校入学までに再就職した労働者に対して、再就職後3年以内に行う訓練</p> <p>(助成額・助成率)</p> <p>→賃金助成(1人1時間当たり) 800(400)円 経費助成 2/3(1/2) ※ ()内は中小企業以外</p> <p>※ 来年度においては、重点の趣旨を踏まえ要件緩和を検討</p>
問い合わせ先 部局課	厚生労働省 職業能力開発局育成支援課

平成27年度キャリア形成促進助成金

職業訓練などを実施する事業主等に対して訓練経費や訓練中の賃金を助成し、労働者のキャリア形成を効果的に促進

○ 事業主及び事業主団体等向け

助成内容		助成額※()額は中小企業以外の額
<p>① ものづくり人材育成訓練【拡充】</p>	<p>建設業や製造業が実施する大臣の認定を受けた次のOJT付き訓練 ア 企業単独型訓練（企業が単独で実施する訓練） イ 企業連携型訓練（複数の企業が連携して実施する訓練） ウ 事業主団体等連携型訓練（事業主団体等と企業が連携して実施する訓練）</p>	<p>経費助成：2/3(1/2) 賃金助成：1h当たり800円(400円) OJT実施助成：1h当たり700円(400円)</p>

○ 事業主向け

助成内容		助成額※()額は中小企業以外の額
<p>② 政策課題対応型訓練</p>	<p>健康(医療・介護)・環境などの成長分野等での人材育成のための訓練 海外関連業務に従事する人材育成のための訓練(海外の大学院、大学、教育訓練施設などで実施する訓練も含む) 中長期的なキャリア形成に資する教育訓練として厚生労働大臣が指定する専門実践教育訓練</p>	<p>経費助成：1/2(1/3) 賃金助成：1h当たり800円(400円)</p>
<p>③ 若年人材育成コース</p>	<p>採用後5年以内で、35歳未満の若年労働者への訓練</p>	<p>経費助成：1/2 賃金助成：1h当たり800円 OJT実施助成(⑦)：1h当たり600円</p>
<p>④ 熟練技能育成・承継コース</p>	<p>熟練技能者の指導力強化、技能承継のための訓練、認定職業訓練</p>	<p>経費助成：2/3(1/2)【助成率拡充】 賃金助成：1h当たり800円(400円)</p>
<p>⑤ 育休中・復職後等能力アップコース</p>	<p>育児休業中・復職後・再就職後の能力アップのための訓練</p>	<p>経費助成：1/2 賃金助成：1h当たり800円 OJT実施助成(⑦)：1h当たり600円</p>
<p>⑥ 認定実習併用職業訓練コース</p>	<p>大臣の認定を受けたOJT付き訓練(①のアを除く)</p>	<p>賃金助成：1/3</p>
<p>⑦ 自発的職業能力開発コース</p>	<p>労働者の自発的な能力開発に対する支援</p>	<p>経費助成：1/3</p>
<p>⑧ 一般型訓練</p>	<p>政策課題対応型訓練以外の訓練</p>	<p>経費助成：1/3</p>

○ 事業主団体等向け

助成内容		助成額
<p>④ 団体等実施型訓練</p>	<p>事業主団体等が構成事業主の雇用する労働者を対象に行う、若年労働者への訓練や熟練技能の育成・承継のための訓練、育児休業中・復職後・再就職後の能力アップのための訓練【拡充】</p>	<p>経費助成：1/2(育児休業中・復職後・再就職後の能力アップのための訓練 2/3)</p>

※ 東日本大震災に伴う被災地の事業主に対する特別措置について、平成28年3月31日まで延長
 経費助成：1/2(中小企業以外1/3)、賃金助成：1h当たり800円(中小企業以外400円)、OJT実施助成：1h当たり600円(中小企業以外600円)

「女性活躍加速のための重点方針 2015」 該当箇所	
大項目	3. 女性活躍のための環境整備
中項目	(3) キャリアの断絶を防ぐための継続就業支援、非正規雇用への対応
小項目	① 出産、育児、介護などのライフイベントによる女性のキャリア断絶を防ぐため、以下の取組を強化・実施する。 ・～代替要員を確保し育児休業取得者を原職等に復帰させた中小企業事業主への支援を拡充する。
該当施策名 (事業名)	中小企業両立支援助成金 代替要員確保コース
該当施策の背景・目的	育児を行う労働者が安心して育児休業を取得しやすく、職場に復帰しやすい環境の整備を図ることを目的とする。
該当施策の政策手段の分類	A 法令・制度改正 B 税制改正要望 C 予算 27年度予算： 309,400千円 ※内数である場合はその旨記載。 28年度要求方針： 新規 拡充 継続 ※該当するものに○をしてください。 D 機構定員要求 E その他(具体的に：)
該当施策概要	育児休業取得者が、育児休業終了後、原職等に復帰する旨の取扱いを就業規則に規定し、休業取得者の代替要員を確保し、かつ、休業取得者を原職等に復帰させた中小企業事業主に支給する。 来年度においては、重点の趣旨を踏まえて拡充に向け検討している。
問い合わせ先 部局課	厚生労働省 雇用均等・児童家庭局職業家庭両立課

「女性活躍加速のための重点方針 2015」 該当箇所	
大項目	3. 女性活躍のための環境整備
中項目	(3) キャリアの断絶を防ぐための継続就業支援、非正規雇用への対応
小項目	① 出産、育児、介護などのライフイベントによる女性のキャリア断絶を防ぐため、以下の取組を強化・実施する。
該当施策名 (事業名)	女性のライフステージに対応した公的職業訓練の充実
該当施策の背景・目的	育児等で離職中の女性の再就職に向けては、実践的な職業能力開発への支援が必要であり、育児と両立が可能な職業訓練を実施することを目的とする。
該当施策の政策手段の分類	<p> <input checked="" type="radio"/> A 法令・制度改正 <input type="radio"/> B 税制改正要望 <input checked="" type="radio"/> C 予算 27年度予算：5,073,797千円 ※内数である場合はその旨記載。 28年度要求方針： 新規 <input checked="" type="radio"/> 拡充 <input type="radio"/> 継続 ※該当するものに○をしてください。 </p> <p> <input type="radio"/> D 機構定員要求 <input type="radio"/> E その他（具体的に：) </p>
該当施策概要	<p> 育児等でキャリアを中断した女性の再就職を支援するため、公共職業訓練の一部において、1日の訓練時間数を短く設定した短時間訓練コース（育児と職業訓練の両立が可能）及び託児サービスの支援を実施 </p> <p> ※ 来年度においては、重点の趣旨を踏まえ拡充に向け検討 </p>
問い合わせ先 部局課	厚生労働省 職業能力開発局能力開発課

女性のライフステージに対応した公的職業訓練の充実

出産・育児を理由とする離職後の再就職に向けた能力開発の主な課題

- 離職によるブランクに対応するため、実践的能力の開発への支援が必要
- 育児と能力開発の両立が困難 < 公的職業訓練の多くが5～6時間/日であり、育児との両立が困難 >
- 女性が活躍できる再就職等の分野の拡大が必要

< ものづくり分野の訓練を行うポリテクセンター訓練生の女性比率は14.9% (平成25年度) >

○ 女性再就職支援コースの創設

育児等でキャリアを中断した女性の再就職を支援するため、**実習と講義を組み合わせたコースや1日の訓練時間を短く設定した短時間訓練コース**を設定し、実践力を養成

○ 託児サービスの拡充

現在民間教育訓練機関等への委託訓練のみで実施している託児サービス支援について、**公共職業能力開発施設で行う施設内訓練についても拡充する**とともに、託児サービス設置を委託訓練の**企画提案審査の評価加点項目とする等利用の促進**を実施

○ 女性職域拡大事業の創設

製造業などのものづくり分野における女性の就業を促進するため、産業デザインやITなども活用した**女性向けものづくり分野コースの開発・実施するほか、女性向け広報活動を強化**



今後の仕事と家庭の両立支援に関する研究会について

1 趣旨

人口減少社会が到来する中で、男女ともに労働者が仕事と家庭を両立し、安心して働き続けることができる環境を整備することは、ますます重要な政策課題となっている。

このため、育児・介護休業等の普及、定着を図っているところであるが、平成21年の育児・介護休業法の改正においては、改正法の附則で、「この法律の施行後5年を経過した場合において、「改正後の規定の施行状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」とされたところである。

これを踏まえ、仕事と家庭の両立支援をめぐる状況を把握しつつ、仕事と家庭の両立を容易にするための更なる方策等について、検討を行うこととする。

2 検討課題

- 1 仕事と介護の両立のあり方
(1) 介護休業のあり方 (2) 介護期の柔軟な働き方の充実
 - 2 多様な家族形態・雇用形態に対応した、育児期の柔軟な働き方の充実
- ① (1) 育児休業 (2) 子の看護休暇 (3) 勤務時間短縮等の措置、所定外労働の免除等
- 3 男性の仕事と家庭の両立の促進
 - 4 その他

3 参集者 (50音順、敬称略) (◎座長)

池田 心豪	独立行政法人 労働政策研究・研修機構 企業と雇用部門 副主任研究員
石山 麗子	東京海上日動ベタースライフサービス株式会社 地域連携・認知症対応推進チーム シニアケアマネジャー
神吉 知郁子	立教大学 法学部 准教授
◎佐藤 博樹	中央大学大学院 戦略経営研究科 教授
武石 恵美子	法政大学 キャリアデザイン学部 教授
田代 康彦	日本電気株式会社 人事部長
中井 悦子	東芝労働組合 中央執行委員
両角 道代	慶應義塾大学 法科大学院 教授

4 これまでの開催状況

第1回	平成26年11月19日	第2回	平成26年12月5日
第3回	平成26年12月19日	第4回	平成27年1月23日
第5回	平成27年2月10日	第6回	平成27年2月12日
第7回	平成27年3月20日	第8回	平成27年4月10日
第9回	平成27年5月15日	第10回	平成27年5月29日
第11回	平成27年6月26日	第12回	平成27年7月10日
第13回	平成27年7月30日		

平成27年夏頃を目途に取りまとめ予定

「女性活躍加速のための重点方針 2015」該当箇所	
大項目	3. 女性活躍のための環境整備
中項目	(3) キャリアの断絶を防ぐための継続就業支援、非正規雇用への対応
小項目	① 出産、育児、介護などのライフイベントによる女性のキャリア断絶を防ぐため、以下の取組を強化・実施する。 ・晩婚化・晩産化の進展に伴い増加が見込まれる、一人の女性に育児と介護の負担が同時にかかる、いわゆる「ダブル・ケア」問題の実態について調査を行い、その結果等も踏まえ、必要に応じて、負担の軽減の観点からの対策の検討を進める。
該当施策名 (事業名)	平成 27 年度育児と介護のダブル・ケアに関する実態調査
該当施策の背景・目的	近年、親の介護期までに育児が終わらず、これらのケアを同時に負担するという「ダブル・ケア問題」が社会的関心を集めているが、これまでのところ実態は明らかにされていない。本調査は、公的統計をもとにダブル・ケアの規模や基本属性を把握するとともに意識調査を行い、ダブル・ケアに関連する諸施策の基礎資料の提供を目的とする。
該当施策の政策手段の分類	A 法令・制度改正 B 税制改正要望 <input checked="" type="checkbox"/> C 予算 27 年度予算： 6,940 千円 ※内数である場合はその旨記載。 28 年度要求方針： 新規 拡充 継続 ※該当するものに○をしてください。 D 機構定員要求 E その他（具体的に：)
該当施策概要	(1) ダブル・ケアを行っている者の人数・属性の把握 以下の公的統計の個票データを用いた集計・分析 i) 総務省統計局「就業構造基本調査」 ii) 厚生労働省「国民生活基礎調査」 (2) インターネット・モニターによる意識調査 ダブル・ケア世帯が直面している困難、問題点等の整理
問い合わせ先 部局課	内閣府 男女共同参画局調査課

育児と介護のダブル・ケアの実態に関する調査

平成 27 年 7 月
男女共同参画局

1. 概要

(1) 既存統計を用いたダブル・ケア人口の集計

総務省統計局『就業構造基本調査(2012)』の個票を利用して、育児と介護のダブル・ケアを行っている人数(規模)等を把握。

※厚生労働省『国民生活基礎調査』で時系列の動向も補足的に調査。

(2) インターネット意識調査

ダブル・ケアを行っている人に対し、直面している困難や支援に関する要望等を中心とした意識調査を行う。

2. スケジュール

9 月～ 有識者へのヒアリングをしつつ調査方針を検討

12～1 月メド インターネット調査の実施

2 月以降 報告書取りまとめ

※調査自体は、調査会社等に委託して実施。

